

宇土市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 4 0 号

宇土市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市介護保険条例施行規則（平成 1 3 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 2 号中「8 0 . 9 万円」を「8 2 . 6 5 万円」に改める。

様式第 3 3 号中

「多床室	円／日」を
「多床室Ⅰ（特養等）	円／日
多床室Ⅱ（老健・医療院）	円／日
多床室Ⅲ（老健・医療院等）	円／日」に改める。

様式第 3 4 号中

「多床室	円」を
「多床室Ⅰ（特養等）	円
多床室Ⅱ（老健・医療院）	円
多床室Ⅲ（老健・医療院等）	円」に改める。

様式第 3 5 号中「8 0 . 9 万円」を「8 2 . 6 5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 7 号）第 6 2 条に規定する要介護被保険者等が受けた同法第 5 1 条の 3 第 1 項各号に掲げる特定介護サービス及び同法第 6 1 条の 3 第 1 項各号に掲げる特定介護予防サービスに係る同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。